

件名	愛媛県手数料条例及び愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	歯科技工法の一部を改正する法律（昭和 57 年法律第 1 号） 歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 51 号）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、歯科技工法の一部を改正する法律（昭和 57 年法律第 1 号）の一部が改正されたこと及び歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 51 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。</p> <p><b>【改正の内容】</b></p> <p>①愛媛県手数料条例別表 2 保健福祉関係事務手数料に係る 98 及び 99 の項を削除する。（ただし、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 51 号。以下「改正省令」という。）附則第 2 項の規定により、歯科技工士国家試験の合格証明書の交付に係る手数料の徴収については、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。）</p> <p>②愛媛県事務処理の特例に関する条例別表 29 の項（3）条文中の根拠条文を修正し、（9）から（11）を削除する。（ただし、改正省令附則第 2 項の規定により、歯科技工士国家試験の合格証明書の交付に係る（11）の事務処理については、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。）</p>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	